資　格

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する令和２年度与那原２号橋上部工（下り）工事は、特定建設工事共同企業体及び単体有資格業者等による一般競争により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

令和２年２月19日

沖縄総合事務局　開発建設部長　中島　　靖

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事名　令和２年度与那原２号橋上部工（下り）工事

2　工事場所　沖縄県島尻郡与那原町字与那原地内

3　工事内容　ＰＣ橋工、コンクリート橋足場等設置工

4　工事区分　プレストレスト・コンクリート工事

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和２年２月20日から令和２年３月18日まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時00分から17時15分まで。

⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数　最大２社とする。

⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「プレストレスト・コンクリート工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。

⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。

⑷　出資比率　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。

⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

①　発注工事の契約の相手方となった者

競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。

②　発注工事の契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。

7　資格審査申請書類

⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

⑵　共同企業体等調書

⑶　経審結果通知書の写し

※平成31・32年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

⑷　共同企業体協定書の写し

8　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　中島靖が公告する入札参加資格の確認を受けること。

⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。

上記５⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する雨竜暑寒農地整備事業　中島工区区画整理工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和２年２月19日

北海道開発局長　後藤　貞二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　雨竜暑寒農地整備事業　中島工区区画整理工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

2　工事場所　北海道雨竜郡雨竜町

3　工事内容　逆川埋戻し工：Ｌ≒3.0㎞、整地工：Ａ≒190ha、暗渠排水工：Ａ≒100ha、農道工（砂利道（有効幅員：Ｂ＝3.0～4.0m、路盤厚：ｔ＝0.2m））：Ｌ≒31.1㎞、支線用水路工（開水路（Ｖ450～Ｖ600、Ｖ45～Ｖ60ボックス））：Ｌ≒3.7㎞、支線排水路工（開水路（Ｕ360～Ｖ800）・管渠工（ＲＣφ450～1,500㎜、ＨＰφ1,200～1,500㎜））：Ｌ≒3.2㎞、ほ場内用水路工（開水路（Ｖ300～Ｖ450、Ｖ30～Ｖ40ボックス））：Ｌ≒14.6㎞、ほ場内排水路工（開水路（Ｕ300～Ｕ600）・管渠工（ＲＣφ400～1,200㎜、ＨＰφ600～1,000㎜））：Ｌ≒14.9㎞

4　工事区分　一般土木

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和２年２月19日から令和２年３月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和２年３月11日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。

ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成16年度以降に、次の㋐の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員については、次の㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　水田の区画整理、水田の圃場整備のいずれかで整地工及び暗渠排水工（同一工事）を含む工事で単一工事での施工実績が40ha以上の施工実績を有すること。

㋑　水田の区画整理、水田の圃場整備のいずれかで整地工及び暗渠排水工（同一工事）を含む工事の施工実績を有すること。